○中国地方整備局告示第五十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日　中国地方整備局長　戸田　和彦

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
九号	宇部市大字瓜生野字松原六八八番一から同市大字瓜生野字寺山七七六番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年三月三十日

○中国地方整備局告示第五十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日　中国地方整備局長　戸田　和彦

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
浜田市久代町一番一から同市久代町一〇二二まで	前	一五・五一～三二・五七	〇・二一二
	後	一五・五一～三二・五七	〇・二一二

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局浜田河川国道事務所

○中国地方整備局告示第五十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日　中国地方整備局長　戸田　和彦

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
九号	浜田市久代町一番一から同市久代町四二八番一まで	中国地方整備局及び同局浜田河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年三月三十日

○中国地方整備局告示第五十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日　中国地方整備局長　戸田　和彦

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
九号	島根県鹿足郡津和野町枕瀬三九七番一から同町瀧元一一〇番二まで	中国地方整備局及び同局浜田河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年三月三十日

○中国地方整備局告示第五十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日　中国地方整備局長　戸田　和彦

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十三号	岡山市北区御津中山字三本松九一番から同市北区御津山字下三一番一まで	中国地方整備局及び同局岡山国道事務所
〃	岡山市北区御津野々口字古川四六一番一地内	〃

供用開始の期日　平成二十四年三月三十日

○中国地方整備局告示第五十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日　中国地方整備局長　戸田　和彦

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百八十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
岡山市北区南中央町二番一二九から同市北区楢津字道下六五二番四まで	前	BA	七・三〇～一一〇・〇〇（メートル）	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	BA	七・二四六（キロメートル） 二三・〇〇～八五・〇〇 七・三〇～一一〇・〇〇 二三・〇〇～八五・〇〇	

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

○中国地方整備局告示第五十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日　中国地方整備局長　戸田　和彦

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百八十号	岡山市北区楢津字橋本六〇六番四から同市北区楢津字橋本六一八番八地先官有無番地まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）	中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年三月三十日

○中国地方整備局告示第五十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日　中国地方整備局長　戸田　和彦

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百八十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
総社市種井字黒田四四九番一地先官有無番地から同市種井字尾中七二五番一地先官有無番地まで	前	一一・〇〇～二六・二〇（メートル）	〇・一〇八（キロメートル）
	後	一〇・八〇～一五・〇〇	〇・一〇八

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所